

集	24																																																																		
日影の規制時間について (1/4)																																																																			
関係条文等		法第 56 条の 2, 市条例第 35 条																																																																	
実施年月日		H24.1 (改正)																																																																	
<table><tr><td colspan="2">(い)</td><td>(ろ)</td><td>(は)</td><td colspan="3">(に)</td></tr><tr><td colspan="2">地域</td><td></td><td></td><td></td><td>敷地境界線から水平距離が 5 m を超え 10m 以内の範囲における日影時間</td><td>敷地境界線から水平距離が 10 m を超える範囲内における日影時間</td></tr><tr><td>都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条 1 項第 1 号の規定に用定められた用途地域</td><td>都市計画法第 8 条 3 項第 2 号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域</td><td>制限を受ける建築物</td><td>平均地盤面の高さ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域</td><td>6/10 の地域 8/10 の地域 (戸建住環境形成地区に限る)</td><td rowspan="2">軒の高さ 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物</td><td rowspan="2">1. 5 m</td><td>(一)</td><td>3 時間</td><td>2 時間</td></tr><tr><td>8/10 の地域 (戸建住環境形成地区を除く)</td><td>(二)</td><td>4 時間</td><td>2. 5 時間</td></tr><tr><td rowspan="2">第一種中高層住居専用地域 又は 第二種中高層住居専用地域</td><td>10/10 の地域</td><td rowspan="2">高さ 10m を超える建築物</td><td rowspan="2">4 m</td><td>(一)</td><td>3 時間</td><td>2 時間</td></tr><tr><td>15/10 の地域 20/10 の地域</td><td>(二)</td><td>4 時間</td><td>2. 5 時間</td></tr><tr><td rowspan="2">第一種住居地域 第二種住居地域 又は 準住居地域</td><td>20/10 の地域であって第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区</td><td rowspan="2">高さ 10m を超える建築物</td><td rowspan="2">4 m</td><td>(一)</td><td>4 時間</td><td>2. 5 時間</td></tr><tr><td>20/10 の地域(第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区を除く) 30/10 の地域</td><td>(二)</td><td>5 時間</td><td>3 時間</td></tr><tr><td>近隣商業地域 又は 準工業地域</td><td>20/10 の地域であって第 1 種第 2 種 15 m, 第 1 種第 2 種 20 m 高度地区</td><td>高さ 10m を超える建築物</td><td>4 m</td><td>(二)</td><td>5 時間</td><td>3 時間</td></tr></table>							(い)		(ろ)	(は)	(に)			地域					敷地境界線から水平距離が 5 m を超え 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線から水平距離が 10 m を超える範囲内における日影時間	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条 1 項第 1 号の規定に用定められた用途地域	都市計画法第 8 条 3 項第 2 号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域	制限を受ける建築物	平均地盤面の高さ				第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	6/10 の地域 8/10 の地域 (戸建住環境形成地区に限る)	軒の高さ 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1. 5 m	(一)	3 時間	2 時間	8/10 の地域 (戸建住環境形成地区を除く)	(二)	4 時間	2. 5 時間	第一種中高層住居専用地域 又は 第二種中高層住居専用地域	10/10 の地域	高さ 10m を超える建築物	4 m	(一)	3 時間	2 時間	15/10 の地域 20/10 の地域	(二)	4 時間	2. 5 時間	第一種住居地域 第二種住居地域 又は 準住居地域	20/10 の地域であって第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区	高さ 10m を超える建築物	4 m	(一)	4 時間	2. 5 時間	20/10 の地域(第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区を除く) 30/10 の地域	(二)	5 時間	3 時間	近隣商業地域 又は 準工業地域	20/10 の地域であって第 1 種第 2 種 15 m, 第 1 種第 2 種 20 m 高度地区	高さ 10m を超える建築物	4 m	(二)	5 時間	3 時間
(い)		(ろ)	(は)	(に)																																																															
地域					敷地境界線から水平距離が 5 m を超え 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線から水平距離が 10 m を超える範囲内における日影時間																																																													
都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条 1 項第 1 号の規定に用定められた用途地域	都市計画法第 8 条 3 項第 2 号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域	制限を受ける建築物	平均地盤面の高さ																																																																
第一種低層住居専用地域 又は 第二種低層住居専用地域	6/10 の地域 8/10 の地域 (戸建住環境形成地区に限る)	軒の高さ 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1. 5 m	(一)	3 時間	2 時間																																																													
	8/10 の地域 (戸建住環境形成地区を除く)			(二)	4 時間	2. 5 時間																																																													
第一種中高層住居専用地域 又は 第二種中高層住居専用地域	10/10 の地域	高さ 10m を超える建築物	4 m	(一)	3 時間	2 時間																																																													
	15/10 の地域 20/10 の地域			(二)	4 時間	2. 5 時間																																																													
第一種住居地域 第二種住居地域 又は 準住居地域	20/10 の地域であって第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区	高さ 10m を超える建築物	4 m	(一)	4 時間	2. 5 時間																																																													
	20/10 の地域(第 1 種及び第 2 種 15m 高度地区を除く) 30/10 の地域			(二)	5 時間	3 時間																																																													
近隣商業地域 又は 準工業地域	20/10 の地域であって第 1 種第 2 種 15 m, 第 1 種第 2 種 20 m 高度地区	高さ 10m を超える建築物	4 m	(二)	5 時間	3 時間																																																													
※平成 29 年 3 月現在, 準工業地域で高度地区の指定のある地域はありません。																																																																			
備考																																																																			